

# 愛媛県立中央病院整備運営事業 要求水準書（案）〔統括マネジメント業務〕に関する質問回

平成19年1月4日から1月19日までに受付けた、「愛媛県立中央病院整備運営事業 要求水準書（案）〔統括マネジメント業務〕」に関する質問への回答を整理して記述してあります。なお、回答は現時点での考え方を示したものです。

No	ページ	番号 ( )	大項目 (かか)	小項目 (かか)	番号○	大項目 (0-マ)	中項目 (0-マ)	小項目 (0-マ)	質問	回答
001	001	(1)	—	—	—	—	—	—	公表資料である要求水準書等を、提案書作成準備のために加工できるよう、Word・Excel形式でも公表して頂けないでしょうか？文字のコピーが出来るようになるだけでも結構ですが(現在Copyも不可)。	前向きに検討します。
002	001	(1)	ア	—	—	—	—	—	個別業務の遂行及び統括マネジメント業務の実施にあたっては、県・病院の協力も必要不可欠と考えますが、必要なご協力は充分にいただけると考えてよろしいでしょうか？	県及び病院において、必要な協力は可能な限り行います。
003	001	(1)	イ	(ア)	—	—	—	—	統括マネジメント業務に従事できる者はSPC若しくはマネジメントサポート企業に在籍するものとされておりますが、その理由についてご教示賜りたく存じます。	マネジメントを受ける側である協力企業との利益相反の関係について、個人ベースでもその懸念を払拭した上で、しっかりと責任を持ってマネジメントを行って頂くことを目的としています。
004	001	(1)	イ	(ア)	—	—	—	—	統括マネジメント業務に従事できる者はSPC若しくはマネジメントサポート企業に籍を置くものに限るとの記載がありますが、代表企業からSPCに出向している者(籍は出身企業にあり)も従事できるのでしょうか。また、出資する施工、設計企業からの出向者は本統括マネジメント業務に従事できるのでしょうか。	常駐を求めるマネジメント責任者及び病院経営支援責任者については、SPCに籍を置く者(代表企業等からの出向等は不可)が担うことを求めますが、その他の統括マネジメント業務に従事する者の取扱いについては、現在再整理を行っており、詳細は、入札公告までにお示しします。 なお、統括マネジメント業務に従事する者の取扱いに関する質問であって、今回の質問回答にて回答を明記している内容については、当該再整理を行う上でも、ほぼ確定している内容となりますので、ご留意ください。
005	001	(1)	イ	(ア)	—	—	—	—	SPCに「籍を置く者」の解釈について、出向・派遣等、その人員配置方法の詳細に関しては事業者の提案によるものと考えてよろしいでしょうか？	(質問No.004参照)
006	001	(1)	イ	(ア)	—	—	—	—	統括マネジメント業務に従事できる者はSPC若しくはマネジメントサポート企業に籍を置く者に限られていますが、代表企業に籍を置く者も統括マネジメント業務に従事できないと理解すべきでしょうか？	(質問No.004参照)
007	001	(1)	イ	(ア)	—	—	—	—	「SPCに籍を置くもの」とは、SPC以外の法人等に籍を置きつつ同法人等からSPCに出向、派遣されるものを含むという理解でよろしいでしょうか。	(質問No.004参照)
008	001	(1)	イ	(ア)	—	—	—	—	統括マネジメント業務の(総)責任者を配置する必要はあるのでしょうか。また、総責任者を配置する必要があるのであれば、常駐しなければならないのでしょうか。常駐の場合の勤務時間はどうなるのでしょうか。	ご指摘の「マネジメント業務の(総)責任者」の定義が不明確ですが、統括マネジメント業務に関しては、要求水準書(案)に示す「マネジメント責任者」及び「マネジメント業務担当者」以外に組織上条件付ける予定はありません。 病院運営にとって、個別業務のマネジメントと病院経営支援が連携して、効果的に機能し続ける組織を実現する上で、事業者の提案によるものと考えています。
009	001	(1)	イ	(ア)	—	—	—	—	統括マネジメント業務の(総)責任者を配置する必要があるのであれば、個別業務の「マネジメント責任者」を兼務することは可能でしょうか。	(質問No.008参照)

No	ページ	番号 ( )	大項目 (カカ)	小項目 (カカ)	番号○	大項目 (0-マ)	中項目 (0-マ)	小項目 (0-マ)	質問	回答																							
010	001	(1)	イ	(ア)	—	—	—	—	<p>統括マネジメント業務における実施体制は、以下の表のとおりでよろしいでしょうか。特に個別業務とは維持管理・運営に関する業務との認識で宜しいのでしょうか。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">統括マネジメント業務</th> </tr> <tr> <th>No</th> <th>業務名</th> <th>対象業務</th> <th>兼務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>マネジメント責任者</td> <td>1名(院内常駐)</td> <td>②とは不可</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>マネジメント業務担当者</td> <td>個別業務(11業務)</td> <td>可能</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>リスク・マネージャー</td> <td></td> <td>②とは可能</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>病院経営支援責任者</td> <td>1名(院内常駐)</td> <td>①、②とは可能</td> </tr> </tbody> </table>	統括マネジメント業務			No	業務名	対象業務	兼務	①	マネジメント責任者	1名(院内常駐)	②とは不可	②	マネジメント業務担当者	個別業務(11業務)	可能	③	リスク・マネージャー		②とは可能	④	病院経営支援責任者	1名(院内常駐)	①、②とは可能	<p>ご質問にある表の場合、リスク・マネージャーはマネジメント業務担当者のみならず、マネジメント責任者や病院経営支援責任者等が兼務することができること、また、個別業務の統括責任者を兼ねていないマネジメント業務担当者がマネジメント責任者を兼ねることも可能とする方向で、再整理を進めています。 (関連質問No.004、013、030及び031参照)</p>
統括マネジメント業務																																	
No	業務名	対象業務	兼務																														
①	マネジメント責任者	1名(院内常駐)	②とは不可																														
②	マネジメント業務担当者	個別業務(11業務)	可能																														
③	リスク・マネージャー		②とは可能																														
④	病院経営支援責任者	1名(院内常駐)	①、②とは可能																														
011	001	(1)	イ	(イ)	—	—	—	—	<p>マネジメント責任者を1名選任し院内常駐を行うことは理解できます。また、マネジメント業務担当者が兼務可能も理解できますが、マネジメント業務担当者のうち、個別の統括責任者を兼ねていない者に限り、の意味が良く解りませんので、これらの相関関係をお教え下さい。</p>	<p>マネジメント責任者は、個別業務に対するマネジメント全体に対する責任者であるため、個別業務の統括責任者を兼ねるという形で、特定の個別業務に深く関与しているマネジメント業務担当者が、当該責任者を担うことは避けるべきとの考えによるものです。</p>																							
012	001	(1)	イ	(イ)	—	—	—	—	<p>個別業務のマネジメント業務担当者は常駐と理解しますが、勤務時間をご教示ください。</p>	<p>個別業務のマネジメント業務担当者に常駐は求めていませんが、どのように効率的かつ確実なマネジメント体制を構築するかも含めて事業者側のご提案事項と考えます。</p>																							
013	001	(1)	イ	(イ) (ウ)	—	—	—	—	<p>個別業務のマネジメント業務に関し、「マネジメント責任者」と「マネジメント業務担当者」との関係を図でお示しいただけませんでしょうか？</p>	<p>統括マネジメント業務に従事する者の取扱いについては、現在再整理を行っており、ご質問にある関係図による提示を含め、詳細は、入札公告までにお示しします。 (関連質問No.004参照)</p>																							
014	001	(1)	イ		—	—	—	—	<p>業務実施体制につき、全体的に文章だけでは分かりにくい為、組織体制図(案)を明記して頂けないでしょうか。</p>	<p>(質問No.013参照)</p>																							
015	001	(1)	イ	(ウ)	—	—	—	—	<p>「マネジメント業務担当者のうち、個別業務の統括責任者を兼ねていない者に限り、マネジメント責任者を兼ねることは可能とする」とありますが、個別業務の統括責任者はマネジメント業務担当者を兼ねることが可能という理解でよろしいでしょうか。 貴県の想定と齟齬の無い様、概念図をご提示下さい。</p>	<p>(質問No.011及び013参照)</p>																							
016	001	(1)	イ	(ウ)	—	—	—	—	<p>「マネジメント責任者」は各個別業務ごとではなく全ての個別業務に対して院内に1名選任し、個別業務のマネジメント業務に係る事業者側の最高責任者に当たる、という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>																							
017	001	(1)	イ	(ウ)	—	—	—	—	<p>マネジメント責任者は各個別業務に対してそれぞれ1名の配置が必要なのでしょうか、それとも統括マネジメント業務全般に対して1名の配置が必要なのでしょうか。</p>	<p>(質問No.016参照)</p>																							
018	001	(1)	イ	(ウ)	—	—	—	—	<p>マネジメント責任者がそれぞれの個別業務に対して配置が必要な場合、四つの個別業務に関し兼務することは可能でしょうか。また、勤務時間もご教示ください。</p>	<p>(質問No.016参照) なお、マネジメント責任者には「常駐」を求めています。具体的な勤務時間については現在検討中であり、詳細は入札公告までにお示しします。</p>																							
019	001	(1)	イ	(ウ)	—	—	—	—	<p>個別業務のマネジメント業務を複数のマネジメント・サポート企業で実施する場合、それぞれの企業から「マネジメント責任者」を1名常駐させる必要がありますか。</p>	<p>(質問No.016参照)</p>																							

N o	ページ	番号 ( )	大項目 (カカ)	小項目 (カカ)	番号○	大項目 (0-マ)	中項目 (0-マ)	小項目 (0-マ)	質 問	回 答
020	001	(1)	イ	(ウ)	—	—	—	—	マネジメント責任者には求める要件として、具体的な資格・実績等は無いとの理解で宜しいでしょうか。(各個別業務の知識についてはマネジメント業務担当者が持ち、マネジメント責任者にはマネジメント力を最重要視するという理解で宜しいのでしょうか。)	最低限満たすべき要件は特に設ける予定はありません。 ただし、適切なマネジメント責任者であることを県が評価できるよう、ご指摘の資格や実績等も含め、効果的な提案をしてください。 なお、ご質問にある各個別業務の知識については、マネジメント業務担当者が有することはもとより、マネジメント責任者においても一定の知識を有することが、効果的なマネジメント力を発揮するためには必要と考えています。
021	001	(1)	イ	(ウ)	—	—	—	—	「マネジメント責任者」の院内常駐開始時期は、提案と考えてよろしいですか。	原則として、統括マネジメント業務のうち、個別業務のマネジメント業務を実施する際には、院内に常駐していただくことを求めます。 ただし、事業者の提案において、明らかに個別業務のマネジメント業務の確実な履行に支障がないと認められる場合には、常駐開始時期は事業者の提案によるものと考えています。
022	001	(1)	イ	(ウ)	—	—	—	—	「マネジメント業務担当者のうち、各個別業務の統括責任者を兼ねていない限り～」とありますが、運営業務における11業務以外に統括責任者の記載がありません。「施設整備業務」「調達関連業務」「利便施設運営業務」に関する業務責任者に関する要求水準は特になく、この3業務の責任者との兼務は可能と考えてよろしいでしょうか。(例えば施設整備業務のうち、建設業務の責任者がマネジメント責任者も兼ねることがOKかどうかの確認です。)	「施設整備業務」「調達関連業務」「利便施設運営業務」に関する責任者の取扱については、現在検討中です。 なお、例示されている場合については、建設業務の責任者は、運営業務における統括責任者と同様、マネジメントを受ける側である協力企業の責任者であるため、その者がマネジメント責任者を兼ねることはできません。 (関連質問No.011参照)
023	001	(1)	イ	(ウ)	—	—	—	—	「統括責任者」は要求水準の運営業務(1)総論の2ページに定義される「統括責任者」と同一のものであるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
024	001	(1)	イ	(ウ)	①	—	—	—	「コミュニケーション能力の高い者」とは、具体的にはどのように判断されるのでしょうか？基準等があればご教示ください。	明確な基準を設定することは困難ですが、多種多様な専門職員にて構成される病院職員並びに協力企業職員等を相手に、相手方の考え・不満・抱えている課題等を明確に捉えることに長けるとともに、自らの考え等についても相手の立場に立ち、可能な限り明確にかつ分かりやすく伝える能力に長けている方の配置を求めます。
025	001	(1)	イ	(ウ)	①	—	—	—	「コミュニケーション能力」に係るコミュニケーションの相手先をお示しください。	マネジメントを実施するためにコミュニケーションを図る必要がある相手方全てとなります。
026	001	(1)	イ	(ウ)	①	—	—	—	マネジメント責任者に求める要件としてコミュニケーション能力の高い者であることを要求されておりますが、実際の審査では個別面談等の試験をご予定されておられるのでしょうか？ご教示賜りたく存じます。	長期にわたり統括マネジメント機能が効果的に機能するには、特定の個人の能力に過度に依存することなく、組織として機能することが重要と考えていますが、要件に示すとおり、マネジメント責任者個人の能力も当然に重要であり、何らかの確認の機会を設けることも検討しています。 詳細は、入札公告時にお示しします。

No	ページ	番号 ( )	大項目 (カカ)	小項目 (カカ)	番号○	大項目 (0-マ字)	中項目 (0-マ字)	小項目 (0-マ字)	質問	回答
027	001	(1)	イ	(工)	—	—	—	—	リスク・マネージャーに求める要件についてご教示頂けないでしょうか。	具体的な要件を設けることは想定していません。 ただし、求める能力として、潜在的なリスクの性質やその影響度合い等を把握し、適切なリスクマネジメントを講じることに長けた方を求めます。 他事業や企業等でリスク・マネージャー経験のある方等、上記能力を有することが県として一定判断できるような、効果的な提案を期待します。
028	001	(1)	イ	(工)	—	—	—	—	リスク・マネージャーは、常駐する必要があるのでしょうか。常駐の場合、勤務時間をご教示ください。	リスク・マネージャーとして確実に機能する限りにおいて、常駐か否かは事業者の提案によるものとします。
029	001	(1)	イ	(工)	—	—	—	—	「リスク・マネージャー」については、統括マネジメント業務全体で1名設置すればよろしいでしょうか、それともマネジメント・サポート企業ごとに設置する必要があるのでしょうか。	統括マネジメント業務全体で1名以上設置することを求めます。
030	001	(1)	イ	(工)	—	—	—	—	「他業務担当者」とは、すべての個別業務統括責任者、現場責任者およびその他業務担当者を指すものと考えてよろしいでしょうか？	統括マネジメント業務に従事する者(マネジメント責任者、マネジメント業務担当者、病院経営支援責任者、病院経営支援業務担当者、その他統括マネジメント業務に従事する者)に限ります。
031	001	(1)	イ	(工)	—	—	—	—	「リスクマネージャー」の設置基準、院内常駐の有無、「マネジメント責任者」または「病院経営支援責任者」との兼務の可否につきお示しください。	(質問No.027、028及び030参照)
032	001	(1)	イ	(工)	—	—	—	—	リスクマネージャーとマネジメント責任者との違いにつき更にご詳細にご教示頂けますでしょうか？宜しくお願い致します。	マネジメントの重要な一環としてリスクマネジメントがあることは認識しています。 しかしながら、マネジメント責任者としては、リスクマネジメントのほか、個別業務の業務水準の維持・向上のために、常時の業務履行状況の把握や人材・資源・手段の組織化・モチベーションの維持・向上を図る等、多大な役割があると認識しています。  その上で、当該リスクマネジメントの担当者を明確にすることを趣旨として、マネジメント責任者とは別にリスク・マネージャーの配置を求めています。 なお、両者は要求水準を満たす限りにおいて、兼務することが可能です。
033	001	(1)	イ	(オ)	—	—	—	—	業務実施体制において、「マネジメント責任者」「リスクマネージャー」「病院経営支援責任者」の相互関係につきご教示ください。	「マネジメント責任者」「病院経営支援責任者」「リスク・マネージャー」の相互関係については、要求水準書(案)に規定している以上の相互関係を義務付けることは考えていません。 確実なリスク管理の下、個別業務が効果的に履行され、加えて病院経営基盤の安定化に資するよう、事業者において適切な相互関係に基づく組織体制等を提案して下さい。 (関連質問No.031参照)
034	001	(1)	イ	(オ)	—	—	—	—	「病院経営支援責任者」と「リスクマネージャー」の兼務の可否につきお示しください。	病院経営支援責任者とリスクマネージャーは兼務可能です。 (関連質問No.031参照)

N o	ページ	番号 ( )	大項目 (カカナ)	小項目 (カカ)	番号○	大項目 (ロ-マ字)	中項目 (ロ-マ字)	小項目 (ロ-マ字)	質 問	回 答
035	001	(1)	イ	(オ)	—	—	—	—	「病院経営支援責任者」を1名常駐させることとの記載がありますが、勤務時間をご教示ください。また、病院経営支援責任者は、統括マネジメント(総)責任者を兼務することは可能でしょうか。	前段については、具体的な勤務時間について現在検討中であり、詳細は入札公告までにお示しします。 後段については、ご指摘の「統括マネジメント(総)責任者」の定義が不明確ですが、要求水準書(案)にお示しするとおり、病院経営支援責任者は、マネジメント責任者を兼務することは可能です。
036	001	(1)	イ	(オ)	—	—	—	—	病院経営支援業務を複数のマネジメント・サポート企業で実施する場合、それぞれの企業から「病院経営支援責任者」を1名常駐させる必要がありますか。	病院経営支援業務に対して病院経営支援責任者を1名配置する必要があります。 複数のマネジメント・サポート企業からにそれぞれ1名配置することは求めていません。
037	001	(1)	イ	(オ)	—	—	—	—	病院経営支援責任者の配置は新病院の開院後でよろしいでしょうか	入札公告時までにお示しします。
038	001	(1)	イ	—	—	—	—	—	本事業におけるSPC事業範囲を既存病院では何人体制で行われているかご教示下さい。	ご質問にある「SPC事業範囲」とは「統括マネジメント業務」と理解した上で、既存病院では当該業務内容相当は行われていません。
039	001	(1)	イ	—	—	—	—	—	SPC内部の実施体制に関しては詳細に規定されていますが、病院サイドの実施体制や病院とSPC間での調整方法についての記載がございません。長期に亘る事業を安定的かつ継続的に実施するには、病院サイドとSPCのスムーズな意思疎通が不可欠と考えており、両者の相互の意思決定手段をご提案するためにも、貴県と病院サイドの実施体制および意思決定の流れをご明示願います。	現在の管理会議(病院の最高意思決定機関)に相当する定期的な会議に、SPC側の代表者もしくはマネジメント責任者などに出席していただくことはもとより、日常的に病院幹部と定期的な会合をすることにより、両者の意思疎通を図っていく予定です。
040	002	(1)	イ	(オ)	①	—	—	—	「コミュニケーション能力」に係るコミュニケーションの相手先をお示しください。	(質問No.025参照)
041	002	(1)	イ	(カ)	—	—	—	—	病院経営支援業務担当者は、マネジメント責任者若しくはマネジメント業務担当者を兼務できると了解しますが、宜しいでしょうか。	(質問No.013参照)
042	002	(1)	イ	(カ)	—	—	—	—	「病院経営支援責任者」が「病院経営支援業務担当者」を兼務することは認められるのでしょうか。	(質問No.013参照)
043	002	(2)	ア	—	—	—	—	—	「当該業務に関する県側との必要な情報交換」とは、具体的にはどのような情報を想定しているのでしょうか?	当該業務の確実な履行に資するために、管理者たる県と実施者たる事業者との間で双方必要な情報を交換することを想定しており、県側から提供を求める情報としては、例えば当該業務の履行状況等が考えられます。
044	002	(2)	ア	—	—	—	—	—	情報交換や調整を行う際の、県側の担当部署、担当者、または会議体を開設準備期間中、運営期間中夫々についてご教示願います。	円滑かつ確実な情報交換及び調整を行うためには、県側の担当部署等の明確化が重要であることは認識していますが、開設準備期間及び運営期間ともに数年後のこととなるため、現時点で明確に提示することは困難です。 なお、必要な情報交換等が確実に行われるよう、事業者の提案内容も勘案した上で、県として必要な体制構築等を行うよう努めます。 (関連質問No.039参照)

No	ページ	番号 ( )	大項目 (カカ)	小項目 (カカ)	番号○	大項目 (ロ-マ字)	中項目 (ロ-マ字)	小項目 (ロ-マ字)	質問	回答
045	002	(2)	イ	(ア)	—	—	—	—	本件におけるPFI事業範囲のうち、現在の病院にて病院職員が行っている業務(医療業務への傾注を妨げている業務)及びその人数を具体的にご教示頂きたく、宜しく御願致します。	ご質問にある医療業務への傾注を妨げている業務としては、具体的には、病棟や各診療科での診療材料等の在庫管理並びに医薬品や検体の搬送などが現時点では想定されます。
046	002	(2)	イ	(ウ)	—	—	—	—	個別業務のマネジメント業務において、県側の対応ご担当者を予めご指定いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	(質問No.044参照) なお、事業者が行う「適切な対応」の履行を確認する担当者を指すのであれば、県側のモニタリング担当者として、予め指定することを考えています。
047	002	(2)	イ	(ウ)	—	—	—	—	「県による個別業務に関する意見・要望等に対して適切な対応」とは、対応を実施する前に県と事業者の協議が前提にあると理解してよろしいでしょうか。また、その対応により事業者側に追加費用等が発生する場合は県の負担と考えますがいかがでしょうか。	対応実施前に必要に応じて県と事業者の協議を行う必要はあります。 なお、追加費用の負担に関しては、当該追加費用の発生が合理的なものであり、その上で対応を県が求める場合においては、ご指摘のとおり県が当該追加費用を負担することとなります。
048	002	(2)	イ	(エ)	—	—	—	—	モニタリングシステムには、県側のモニタリング等も含まれるのですか。それを事業者が構築するのでしょうか。	県側が実施するモニタリングは県側にて策定いたします。
049	002	(2)	イ	(エ)	—	—	—	—	事業者が構築するのは事業者が自主的に実施するセルフモニタリングであり、県が実施するモニタリングは県側で構築するとの理解でよろしいでしょうか。また、その場合県が実施するモニタリングについて公表願います。	(質問No.048参照) なお、県が実施するモニタリングの内容については、後日公表します。
050	002	(2)	イ	(オ)	—	—	—	—	本項の主旨として、「個別業務全体」とは開院後の個別業務(主に「調達業務」「運営業務」)を指していると理解してよろしいでしょうか。	本項で示す「業務の再編・再構築(BPR)」の必要に応じた実施」について、その必要性は、ご質問のとおり個別業務のうちでも「調達関連業務」及び「運営業務」において高いものと考えていますが、他の「病院施設等の整備業務」等においても必要に応じて適宜BPRの検討・提案を行っていただくことは可能です。 (関連質問No.051参照)
051	002	(2)	イ	(オ)	—	—	—	—	本要求水準での「業務の再編・再構築(BPR)」について、定義等が有りましたらご教示下さい。	個別業務全体において、業務内容の重複や漏れが生じないよう、効率的かつ効果的な業務履行を事業期間にわたり継続的に実現するために行われる、業務実施体制・方法・プロセス等の改変と考えています。 なお、「P.10の(イ)①」に記載のとおり、事業者側の業務範囲外の業務についても積極的なご提案を期待しております。
052	002	(2)	イ	(カ)	—	—	—	—	本項の「個別業務」とは開院後の個別業務(「調達業務」「運営業務」「利便施設運営業務」)を指していると理解してよろしいでしょうか。	本項で示す「事業期間にわたる、個別業務により提供されるサービスの質の継続的改善」について、ご質問のとおり個別業務のうち「調達関連業務」及び「運営業務」においてその努力が図られることは非常に重要と考えていますが、他の「病院施設等の整備業務」や「利便施設運営業務」についても、当該業務の履行される期間にわたり、継続的にそこで提供されるサービスの質の改善に努めることが求められます。

No	ページ	番号 ( )	大項目 (カカ)	小項目 (カカ)	番号○	大項目 (ロ-マ字)	中項目 (ロ-マ字)	小項目 (ロ-マ字)	質問	回答
053	003	(2)	ウ	(ア)	—	—	—	—	業務に関する水準書もしくは「マネジメント水準書」の内容がわかりませんが、事例などを開示していただけませんか？	要求水準を基本に、事業者提案を勘案し、適宜追加的に達成すべきとなる水準を加味したものであり、最終的に事業者が達成すべき水準が記載される内容となります。従って、記載する内容等は事業者の提案を踏まえ、確定することとなります。
054	003	(2)	ウ	(ア)	—	—	—	—	マネジメント水準書に記載されるべき項目等につきご教示下さい。	(質問No.053参照)
055	003	(2)	ウ	(ア) (イ)	—	—	—	—	「マネジメント水準書」、「年度マネジメント計画書」及び「年度マネジメント報告書」はそれぞれ個別業務ごとに作成する、との理解でよろしいでしょうか。	原則として、ご理解のとおりです。ただし、複数の個別業務に対するマネジメント水準等について、内容がほぼ同様であり、明らかに個別業務ごとに作成することが有益ではないと県が認める場合には、複数の個別業務に対して一つのマネジメント水準書等を作成することもあると考えます。具体的には、マネジメント水準書等の内容確認時における協議によるものと考えます。
056	003	(2)	ウ	(ウ)	①	—	—	—	協力企業は毎年選定するのでしょうか？	選定の頻度等については、事業者の提案によるものと考えます。なお、協力企業の履行状況が著しく不適切な場合には、年度途中であっても再選定する必要性も生じると考えます。
057	003	(2)	ウ	(ウ)	—	—	—	—	年度毎のマネジメント業務として列記されている業務項目及び要求水準内容からして、「年度マネジメント計画書・報告書」の作成対象業務は開院後の個別業務(「運營業務」「利便施設運營業務」と考えます)とよろしいでしょうか。	年度マネジメント計画書・報告書の作成対象業務は、全ての個別業務とすることを考えていますが、業務内容等については、対象となる個別業務ごとに再整理することを考えています。詳細は、入札公告時にお示しします。
058	003	(2)	ウ	(ウ)	② ③	—	—	—	「業務水準書」、「年度業務計画書」及び「年度業務報告書」はそれぞれ個別業務ごとに作成する、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
059	003	(2)	ウ	(ウ)	⑥	—	—	—	「個別業務の業務担当者等に対する各種教育・研修等の実施」とありますが、当該教育・研修等の対象は、SPCにおける「マネジメント責任者」や「マネジメント業務担当者」等である、との理解でよろしいでしょうか。直接個別業務を行う協力企業の業務担当者に対する教育・指導はあくまで業務受託者たる協力企業の責任においてなされるべきであると思われま。	ここでいう「個別業務の担当者等」とは、個別業務を行う協力企業の業務担当者等を指します。ご指摘のとおり、基本的には協力企業の責任において各種教育等がなされるべきと考えますが、マネジメントを行う立場として、必要に応じて直接的に各種教育等の実施を行う若しくは行わせることも重要と考えています。なお、SPCにおける「マネジメント責任者」「マネジメント業務担当者」への各種教育・研修等は当然必要と考えます。
060	003	(2)	ウ	—	—	—	—	—	各種作成書類に関して、公共指定の様式等があるのでしょうか。	特段、様式等の指定はありません。しかしながら、要求水準書に示すとおり、県が各種作成書類の内容について明確に理解できるためには、様式等も含め、県との調整や確認が必要と現時点では考えています。

N o	ページ	番号 ( )	大項目 (カカ)	小項目 (カカ)	番号○	大項目 (ロ-マ字)	中項目 (ロ-マ字)	小項目 (ロ-マ字)	質 問	回 答
061	003	(2)	エ	(ア)	—	—	—	—	マネジメント水準書の作成及び提出とありますが、個別業務等の水準を設定するにあたり、業務によっては、病院の運営状況に左右される業務もあります。病院としての業務計画書とのリンクについてはどのようにお考えかをお教え下さい。	ご質問の「病院としての業務計画書」とは、個別業務に係る年度業務計画書ではなく、病院の運営方針等を指すとの理解の上で、当該運営方針等に起因して個別業務に係る業務水準書が変更せざるを得ない場合は、対応について協議を行わざるを得ないと考えています。 詳細については、事業契約書(案)をご参照ください。 なお、「マネジメント水準書」に記載されるべき水準とは、要求水準を基本に、事業者提案を勘案し、適宜追加的に達成すべきとなる水準を加味したものであり、最終的に事業者が達成すべき水準となります。 よって、「マネジメント水準書」は極めて重要な位置付けを有するため、当該水準書作成までのプロセス等について、現在再整理中です。 また、当該水準を満足するための具体的方法・手順等を記載したものが、「年度マネジメント計画書」という位置付けですが、より内容及び位置付け等の明確化が図れるよう、こちらも現在再整理中であり、前述の「マネジメント水準書」や個別業務に対する「業務水準書」等の各種書類の内容とあわせて、詳細は、入札公告時にお示しします。
062	003	(2)	エ	(ア)	—	B	—	—	「マネジメント水準書」の内容が変更された場合、当該変更に伴う業務対価の増減につきご協議いただける、との理解でよろしいでしょうか。	県の求めに基づき「マネジメント水準書」の内容変更が行われ、かつ当該変更が明らかに対価の増減を伴う必要がある場合においては、対応について協議を行うことを考えています。 詳細については、後日公表予定の事業契約書(案)をご参照ください。
063	003	(2)	エ	(イ)	②	—	—	—	年度マネジメント報告書の取扱いについては、どの個別業務に対するマネジメント業務に係る報告書であっても、記載されている期日等を遵守することとなりますでしょうか。	年度マネジメント報告書の提出期日等については、年度マネジメント計画書や年度業務計画書並び同報告書等、提出を求めている他の書類と合わせて、再整理を行う予定です。 詳細は、入札公告時にお示しします。
064	004	(2)	エ	(イ)	④	C	—	—	「当該内容」とは、「B セルフモニタリングに係る計画書及び同報告書」を指すと理解してよろしいでしょうか。また、セルフモニタリングの報告は②に記載される4つの報告書(日報・月報・四半期報告書・年度報告書)の夫々に記載する必要があるのでしょうか。	ご理解のとおり、「当該内容」とは「B セルフモニタリングに係る計画書及び同報告書」を指します。  ここでいうセルフモニタリングとは、個別業務のマネジメント業務の一つである「個別業務の履行状況の管理等」や「個別業務の業務担当者等に対する各種教育・研修等の実施」等により構成されるものであることから、セルフモニタリングの報告はご質問にある4つの報告書の内容に当然に含まれるものと考えています。  上記を受け、(2)イ(エ)の表記を下記のとおり修正することを考えています。 【修正案】 「モニタリング実施に当たっては事業者の自主的努力によるサービスの質の維持・向上・回復を重視し、事業者による個別業務に対するモニタリングシステム(以下「セルフモニタリングシステム」という。)を構築すること。」
065	004	(2)	エ	(ウ)	①	B	—	—	「要求水準を満たすサービスを提供する旨を当該企業に誓約させる内容の書類」との記載がありますが、県指定の様式があるのでしょうか。また、書類提出のタイミングについてご教示頂きたく、宜しく御願致します。	特段、様式の指定はありません。 なお、書類の提出のタイミングについては、現在検討中です。 (関連質問No.063参照)



N o	ページ	番号 ( )	大項目 (カカ)	小項目 (カカ)	番号○	大項目 (ロ-マ字)	中項目 (ロ-マ字)	小項目 (ロ-マ字)	質 問	回 答
066	004	(2)	エ	(ウ)	②	B	—	—	「業務水準書」の内容が変更された場合、当該変更に伴う業務対価の増減につきご協議いただける、との理解でよろしいでしょうか。	県の求めに基づき「業務水準書」の内容変更が行われ、かつ当該変更が明らかに対価の増減を伴う必要がある場合には、対応について協議を行うことを考えています。 詳細は、後日公表予定の事業契約書(案)をご参照ください。
067	005	(2)	エ	(ウ)	④	C	—	—	個別業務の内容について、必要に応じて内容の変更等が行われた場合、当該変更に伴う業務対価の増減につきご協議いただける、との理解でよろしいでしょうか。	(質問No.066参照)
068	005	(2)	エ	(ウ)	⑤	A	—	—	当該「窓口(ヘルプデスク)」は、患者等、病院利用者の意見・要望・苦情を受ける病院内のヘルプデスクと同一としてよろしいでしょうか。	当該ヘルプデスクには、窓口となる担当者をある程度固定していただき、院内のSPCに対する各種ニーズを汲み取るとともに、問題発生時には迅速且つ適切に対応いただきたいと考えております。 患者からの意見・苦情に対する窓口とは、求めている役割が違うことをご認識いただき、有効な提案をご検討願います。 なお、県側としては患者用に受診相談窓口を別途設置いたします。
069	005	(2)	エ	(ウ)	⑤	A	—	—	県からの個別業務への意見・苦情・要望等を受ける窓口(ヘルプデスク)の業務日及び業務時間についてご教示下さい。	ヘルプデスクの運用も含め、事業者側のご提案の範疇と考えます。有効なご提案を期待しております。
070	006	(2)	エ	(ウ)	⑥	B	—	—	「提供するサービスの質を確保するため、個別業務の業務担当者等の変更」とありますが、SPCとして変更できるのはあくまでもSPCにおける「マネジメント責任者」や「マネジメント業務担当者」等であり、直接個別業務を行う協力企業の担当者を変更するものではない、という理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおり、基本的には、個別業務の業務担当者等の変更は協力企業において行われる必要があります。 ただし、ある個別業務において、例えば協力企業により頻繁に業務担当者等が変更され、それに起因して個別業務の質が低下するような場合には、マネジメント業務の一環として、個別業務の質の確保のために、個別業務の業務担当者等の変更について一定関与する必要があると考えています。
071	006	(2)	エ	(ウ)	⑦	A	—	—	県立病院のマニュアル(3種類)をご提示いただきたい。	入札公告時までにお示しします。
072	006	(2)	エ	(ウ)	⑦	B	—	—	「その他災害発生時」とは具体的にどのような事故・災害を想定されているのかご教示願います。	停電発生、医療情報システムの停止などを想定しています。
073	006	(2)	オ	—	—	—	—	—	「特記事項」の内容はどうとらえればよいのでしょうか？留意点、配慮すべき事項として理解すればすればよろしいのですか？	ご理解のとおりです。 特記事項の内容に十分留意・配慮された上での効果的なご提案を期待します。
074	006	(2)	オ	(ア)	①	—	—	—	代表企業が実施する個別業務をマネジメントする場合の利益相反に対する防止策につき、県がご想定されるマネジメント体制・機能の具体事例を差し支えない範囲でご教示ください。	県として具体事例としてご提示できるマネジメント体制等はありませんが、利益相反の防止については第一に懸念しており、代表企業が個別業務を実施することを奨励している訳ではありません。 その上で、やむを得ず代表企業が個別業務を実施する場合には、事業者の効果的なご提案を期待します。

No	ページ	番号( )	大項目(カカナ)	小項目(カカナ)	番号○	大項目(ロ-マ字)	中項目(ロ-マ字)	小項目(ロ-マ字)	質問	回答
075	006	(2)	オ	(イ)	①	—	—	—	「開院に向けた綿密なスケジュール」とは、事業者が実施する開院準備支援業務に関するスケジュールであり、県側が実施する業務のスケジュールは含まれないと理解しますがよろしいでしょうか。また、現時点での開院準備前の県側の業務スケジュールを開示願います。	県側が実施する開院準備支援業務のスケジュールは事業者側のご提案により、時期・タイミングが異なることも想定されますので、県側のスケジュールについても県側と協議の上、事業者側で案を作成してください。
076	007	(2)	オ	(イ)	①	—	—	—	実施方針(修正版)3Pに記載される「開院準備支援業務」は、当該(イ)①～⑤に記載される業務のみと理解してよろしいでしょうか。これ以外にも想定される業務があれば、具体的にご教示願います。	現時点では、ご指摘のとおり、「(イ)①～⑤」に記載される業務を想定しています。
077	006	(2)	オ	(イ)	—	—	—	—	開院準備期間における業務内容・水準については、入札公告時に提示されるとの理解でよろしいでしょうか。	統括マネジメントの要求水準書(案)のP.6の特記事項(イ)に記載しております。(関連質問No.076参照)
078	006	(2)	オ	(イ)	①	—	—	—	1号館及び3号館につき、それぞれ現在想定される開院準備期間をお示ください。	それらも含め、事業者側にご提案を求めたいと考えております。
079	007	(2)	オ	(イ)	④	—	—	—	「県職員と協働する業務」に関して、具体的な業務をご教示頂きたく、宜しく御願い致します。	食事の提供業務、医療機器の管理・保守点検業務、物品管理業務、診療情報管理業務、医療事務業務等の業務を想定しています。新病院の運営がスムーズに開始できるように、現場の県職員との運用面のすり合わせを十分に行って頂きたいと考えております。
080	007	(2)	オ	(イ)	④	—	—	—	「県職員と協働する業務」とは、「(事業者が)適宜提案・助言を行なう」とありますので原則県側が実施する業務と思われませんが、具体的にどの県側業務を指すのかご教示願います。	(質問No.079参照)
081	007	(2)	オ	(イ)	⑤	—	—	—	病院たちあげの為のリハーサルについては、現場の事業者側職員と県職員を対象にする旨、記載されていますが、県職員には医師、看護師も含まれるとの認識で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりです。
082	007	(2)	オ	(イ)	⑤	—	—	—	リハーサルとの記載がありますが、想定している時期とその内容についてご教示下さい。	現時点での想定は整備工程表に示すとおり、1号館オープン前の約3ヶ月間で据付、搬入調整、各種リハーサルを行うことを想定しておりますが、期間については拘束するものではありません。県側と協議のうえ適切な期間を設定し、当該業務を実施してください。また、別途県で整備する医療情報システムに係る工事、据付調整、稼動リハーサル等については1号館工事段階でも必要と想定されますので、今後明らかにしていきます。
083	007	(2)	オ	(エ)	—	—	—	—	調達関連業務は要求水準書で指定される調達品目を確実に調達することであると理解していますが、「県と事業者との合意の上で確定させる」とはどういう主旨になりますか。	後日公表予定の調達関連業務の要求水準書(案)をご参照下さい。
084	007	(2)	オ	(オ)	①	—	—	—	運営業務マネジメントの調整力につき「期待する」との抽象的な表現が記載ありますが、事業契約上どのように具体的な規定となる事を想定しておられるかご教示賜りたく存じます。他にも同様の抽象的な表現があります。	現時点では、「協力企業を取りまとめて調整力を発揮すること」と修正することを考えています。他の抽象的な表現についても、可能な限り具体化するよう適宜修正します。

N o	ページ	番号 ( )	大項目 (カカ)	小項目 (カカ)	番号○	大項目 (ロ-マ字)	中項目 (ロ-マ字)	小項目 (ロ-マ字)	質 問	回 答
085	007	(2)	オ	(力)	—	—	—	—	事業者持込のシステムについてとありますが、県が調達し、整備するシステムの範囲をお教え下さい。	現在の医療情報情報システムのネットワーク概念図等を後日公表する予定ですが、新病院においては、さらに、重症系の生体情報モニターの落とし込み、物流管理システムとのインターフェイスの接続などを想定しています。 (関連質問 運営業務(4)情報管理関連業務 質問No.003参照)
086	007	(2)	オ	(力)	①	—	—	—	“事業者持込のシステム”の範囲を明示願います。	施設整備業務の要求水準書(案)及び運営業務の要求水準書(案)の費用負担区分表に示すシステムを総称して指します。 (関連質問No.085参照)
087	007	(2)	オ	(力)	①	—	—	—	事業者持込みのシステム整備計画の参考とさせていただくため、現在の各業務(リネン・給食・物流管理等)のシステム設備内容・種類、運用方法、接続方法等に関する情報を公表いただけますでしょうか？	給食管理システムについては県が用意する医療情報システムの一環として整備しています。他の業務についてはリンクしていないかもしくはシステムが存在しません。 (関連質問No.086参照)
088	007	(2)	オ	(力)	①	C	—	—	どこの範囲から先が「事業者持込のシステム」として考えるべきか、また「事業者持込のシステム」としてどのようなシステムが導入可能かを確認するため、「病院所有の医療情報システム」の概要をご教示ください。 (医事会計を含むか含まないか、患者別・スタッフ別等原価管理に対応したものか、など)	(質問No.085～No.087参照)
089	007	(2)	オ	(力)	①	D	—	—	事業者持込みのシステム構成は病院所有の医療情報システムが明確にならなければ決定できないと思いますが、病院所有の医療情報システムはどのタイミングで公表されるのでしょうか。	(質問No.085参照)
090	007	(2)	オ	(力)	① ②	—	—	—	事業者持込のシステム整備、運営にあたり、県側のシステムご担当者を予めご指定いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
091	008	(2)	オ	(力)	①	E	—	—	「常に情報システム全体を見渡し病院所有の医療情報システムと事業者持込みのシステム間の整合を図ること。」とありますが病院内の医療情報システムの統括管理は県側と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
092	008	(2)	オ	(力)	①	F	—	—	病院所有の医療情報システムとの円滑な体制構築の為に、入札前段階から病院側システム事業者との綿密な意見交換が可能と考えて宜しいでしょうか？	後日公表する現在の医療情報システムのネットワーク概念図等をご参照ください。 なお、入札前においては、次期医療情報システム事業者は決定されていないと思われます。
093	008	(2)	オ	(力)	②	E	—	—	システム障害にあたり、病院所有の医療情報システムに問題がある場合は、県側にて即座に復旧に必要な措置を講じていただける、との理解でよろしいでしょうか。	明らかに病院所有の医療情報システムに起因するシステム障害の場合には、県側にて速やかに復旧に必要な措置を講じます。ただし、必要に応じ、事業者側にもご支援頂きたいと考えております。
094	008	(2)	オ	(キ)	②	—	—	—	運営内容や担当者の変更にあたり、合理的な切り替え期間を設定いただけるものと理解してよろしいでしょうか。	県との事前協議の中で、ご指摘の合理的な切り替え期間の設定も含めて協議するものと考えています。
095	008	(3)	—	—	—	—	—	—	(3)病院経営支援業務とありますが、業務の発生時期は、新病院が開院してからとの考えでよろしいでしょうか。	入札公告時までにお示しします。

N o	ページ	番号 ( )	大項目 (カカ)	小項目 (カカ)	番号○	大項目 (ロ-マ字)	中項目 (ロ-マ字)	小項目 (ロ-マ字)	質 問	回 答
096	008	(3)	—	—	—	—	—	—	病院経営支援業務について、実施方針及び実施方針に関する質問回答No.38にて「病院の求める資料の作成等、事業者において可能な範囲での支援業務を想定している」との記載がありました。要求水準書(案)にて業務範囲、県側が求める機能が大幅に増加しているのは如何なる理由によるものでしょうか。	統括マネジメント業務として事業者側に求める機能・役割を整理した結果とご理解ください。
097	009	(3)	イ	(ア)	—	—	—	—	愛媛県立中央病院の健全運営に寄与する事はあくまでも努力規定との整理で宜しいでしょうか？	病院経営支援業務自体は当然に実施義務であり、当該業務実施にあたる基本方針として、病院の健全運営に寄与することに留意することを求めています。 なお、収入のもとになる医療業務は病院側職員が担うことから、病院が健全経営できていないことのみをもって、事業者が債務不履行となることはありませんが、本事業が長期的に維持されることが事業者にとっても有益なことなので、積極的な助言及び提案の実施をお願いします。
098	009	(3)	イ	(イ)	—	—	—	—	「高度な専門性を有するコンサルティング業務」について、統括マネジメント業務に従事できる者はSPC若しくはマネジメントサポート企業に籍を置くものに限るとの条件がありますが、コンサル会社等に外注することで対応することは可能なのでしょうか。	ご質問の外注がSPCから発注されるものであり、かつ提案時に想定されるのであれば、外注先のコンサルティング会社はマネジメントサポート企業として位置付けられます。 なお、統括マネジメント業務開始後に、当初想定し得なかった、より専門的な分析・意見等が必要になった場合には、事前に県の承諾を得ることを条件として、ご質問にあるコンサルティング会社等へ追加的な外注を認めることを考えています。
099	009	(3)	イ	(イ)	—	—	—	—	高度な専門性とは、具体的にどのような分野で想定されておられますか？	本業務の要求水準書(案)に示す領域を想定しております。
100	009	(3)	エ	(ア)	②	—	—	—	病院経営支援業務において、事業者側からの助言・提案に基づき経営目標、業務目標または管理指標の達成など経営改善が明らかとなった場合、当該サービス対価への一定の反映等、事業者側に対するインセンティブ付与についていかがお考えでしょうか。当該業務における事業者のモチベーションを維持向上させるため是非ご検討いただきたいと思います。	インセンティブの付与が病院経営支援業務の実施におけるモチベーションとなることは認識しており、対応については検討中です。 ただし、ご質問にあるとおり、明らかに病院経営支援業務によって、病院の経営改善が実現したのか否か、又その効果の計測(因果関係の把握)を行うことは、容易ではないと考えています。
101	010	(3)	エ	(イ)	①	A	—	—	「県職員の業務効率等に係る事項」とありますが、想定している内容についてご教示ください。	適宜判断してご提案ください
102	010	(3)	エ	(イ)	②	A	—	—	「事業者は、事業期間中に県が行う、病院所有の医療情報システムの整備・更新にあたり…」とありますが、PFIでの事業期間中(20年間)病院所有の医療情報システムは、県が整備・更新を実施すると考えて宜しいですか。	ご理解のとおりです。

No	ページ	番号 ( )	大項目 (カカ)	小項目 (カカ)	番号○	大項目 (ロ-マ字)	中項目 (ロ-マ字)	小項目 (ロ-マ字)	質問	回答
103	010	(3)	エ	(イ)	②	A	—	—	病院所有の医療情報システムの整備及び運営に対するコンサルティング業務が、毎事業年度の9月に作成する次事業年度の病院経営改善提案書に基づく病院経営コンサルティング業務として位置付けられておりますが、病院所有の医療情報システムの整備・更新は数年おきに行われるものと考えます。提案段階ではこの整備・更新は何年おきに行われるものと考えればよろしいでしょうか？通常の年度と、整備・更新が行われる前後の年度では当業務にかける人員が異なることになると思われるためご教示いただきたいと考えております。	現時点では7～8年程度を想定しております。
104	010	(3)	エ	(イ)	②		—	—	病院所有の医療情報システムの病院側の整備ならびに更新の時期等をお教え下さい。また、これらの業務はどの時期からの業務発生となるのでしょうか。	業務の開始時期につきましては、現在検討しております。 (関連質問No.103参照)
105	010	(3)	エ	(イ)	②	B	—	—	「事業者は、事業期間中に県が行う、病院所有の医療情報システムの運営にあたり・・・」とありますが、PFIでの事業期間中(20年間)病院所有の医療情報システムは、県が運営を行うと考えて宜しいですか。	ご理解のとおりです。
106	010	(3)	エ	(イ)	②	—	—	—	「病院所有の医療情報システムの整備及び運営に対するコンサルティング業務」には、医療情報システムの整備及び運営(保守要員の配置等)そのものは含まれないと考えてよろしいでしょうか？	(質問No.105参照)
107	010	(3)	エ	(イ)	②	—	—	—	病院所有の医療情報システムの運営にあたり積極的な助言・提案を行う項目に、マスターメンテナンスに関する事項とありますが、病院所有の医療情報システムのマスター作成及び更新は病院側作業と考えてよろしいでしょうか。	基本的に県側の業務ですが、事業者側にも各種マスターの更新等のマスターメンテナンスについて、適切な支援をして頂きたいと考えております。
108	010	(3)	エ	(イ)	②	—	—	—	病院所有の医療情報システムの整備及び運用管理はどのような体制となるのでしょうか、事業者はどのような位置付けとなるのかお教え下さい。	平成18年10月の電子カルテ稼働に伴い設置した医療情報部(診療情報病歴室、電子カルテ運用管理室及びネットワーク運用管理室から構成)が、病院医療情報を総合的に管理します。 また、事業者には、統括マネジメント業務に関する要求水準書(案)「P.10(イ)-②-A」に記載しているコンサルティング業務を想定しております。
109	010	(3)	エ	(イ)	②	—	—	—	これまでに県及び病院において検討された情報システム化の構想についてお教え下さい。また、県及び病院はどのような組織体制で情報システム化構想を進めていく計画なのかお教え下さい。	(質問No.085参照) なお、県側の体制については、現行では経営企画室医療情報管理係が担当しています。なお、新病院開院時までに組織改正するかは未定です。
110	010	(3)	エ	(イ)	②	—	—	—	病院所有の医療情報システムの運営にあたり、インターフェースの構築に関する事項について積極的に助言・提案を行うために、病院所有の医療情報システムのインターフェース仕様については、もれなく開示されるものと考えてよろしいですか。	前向きに検討いたします。
111	011	(3)	エ	(ウ)	①	—	—	—	「県が直営で実施する委託業務従事者」とは具体的にどのような業務を指すのでしょうか。	「県が直営で実施する委託業務従事者」とは別途県側で整備する医療情報システムのベンダー等を現時点では想定しております。

No	ページ	番号 ( )	大項目 (カカ)	小項目 (カカ)	番号○	大項目 (ロ-マ字)	中項目 (ロ-マ字)	小項目 (ロ-マ字)	質問	回答
112	011	(3)	エ	(ウ)	①	—	—	—	定期的に連絡を取る相手として挙げられている、「外部アドバイザー」が行う業務はどのようなものでしょうか？事業者で行うコンサルティング業務と「外部アドバイザー」が行う業務との違いを把握したいと考えますのでご教示のほどお願いいたします。	県側が実施するモニタリング等に係る公共側のアドバイザーを現時点では想定しております。
113	011	(3)	エ	(ウ)	①	—	—	—	外部のアドバイザーとは、具体的にどのような方々を指すのかご教示下さい。	(質問No.112参照)
114	011	(3)	エ	(ウ)	①	—	—	—	外部アドバイザー、関係機関との定期的な連絡については機密保持に抵触しないとの認識で宜しいのでしょうか？	詳細は後日公表予定の事業契約書(案)において規定します。
115	011	(3)	エ	(ウ)	②	—	—	—	②に記載のある諸活動に対する支援とは具体的にどのような業務を指すのでしょうか。	院内における業務改善・経営改善運動の計画立案や支援などに対する積極的な取組みとして、必要な情報の提供並びに各種書類の作成支援等を想定しています。内容を明確化し、入札公告時においてお示しします。
116	011	(3)	オ	(イ)	—	—	—	—	必要に応じて・・・とありますが、必要と判断するのは事業者と考えて宜しいでしょうか？	事業者自らの判断のほか、県側の要請に基づく場合もあります。
117	011	(3)	オ	(ウ)	—	—	—	—	「情報システムのシステムダウン等の機能不全が引き起こされた場合、事業者は県及び病院と協働して、即座に復旧に必要な措置を取ること。また、速やかに原因を究明し、再発防止及び対策を県へ文書にて報告すること」とありますが、この対応を実施する対象システムは事業者側で準備したシステムのみで宜しいですか。また、再発防止及び対策が、病院内の医療情報システムに波及した場合、統括マネジメント業務の範囲は、助言にとどまると理解して宜しいですか。	県側が整備したシステムにおいても、給食や医事会計業者が使用するわけですから、事業者には、県側が整備したものを含む全てのシステムについて対応いただきたいと考えています。要求水準書(案)運営業務(1)総論の業務区分表をご参照下さい。
118	011	(3)	オ	(ウ)	—	—	—	—	病院内の医療情報システムのセキュリティ方針、運用管理規定をお教え下さい。	(関連質問 運営業務(4)情報管理関連業務 質問No.012参照)
119	011	(3)	オ	(ウ)	—	—	—	—	システムダウンに際して事業者が行なう「即座に復旧に必要な措置」とは各関係者への連絡等であり、システム自体の復旧ならびにデータ復旧は含まれないと理解しますがよろしいでしょうか。	(関連質問 運営業務(4)情報管理関連業務 質問No.014参照)
120	011	(3)	オ	(ウ)	—	—	—	—	事業者は医療情報システム運営に関して助言・提案を行なう立場であり、システム障害の原因究明ならびに再発防止策等の文書報告義務は当該システムの開発者あるいは障害の起因者にあると思いますがいかがでしょうか。	(質問No.117参照)
121	011	(3)	オ	(エ)	—	—	—	—	「定期的にシステム連絡会を開催し・・・」とありますが主催者は県と考えてよろしいでしょうか。その場合、県が開催するものに必要に応じて事業者が出席するという考えでよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、県主催によるシステム連絡会を考えておりますので、事業者には、その都度、出席頂きたいと考えています。